

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正	
概 要	広域連合又は市町村が創意工夫により実施する健康増進事業に対し、国において所要の財政措置が講じられたことを踏まえ、本広域連合において健康診査以外の保健事業を実施することとするもの。なお、平成20年度において実施を予定している事業は、別紙のとおりである。
施行期日	公布の日から施行
備 考	

## 後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 後	改 正 前
最近改正 平成20年7月17日条例第8号	制 定 平成19年11月22日条例第31号
<p>第3章 保健事業</p> <p>第3条 広域連合は、被保険者の健康の保持増進のために健康診査<u>その他の必要な事業</u>を行う。</p> <p>2 前項の<u>事業</u>の実施に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。</p>	<p>第3章 保健事業</p> <p>第3条 広域連合は、被保険者の健康の保持増進のために健康診査<u>    </u>を行う。</p> <p>2 前項の<u>健康診査</u>の実施に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。</p>
<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	